

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の
登録基準について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「省令」という。）第 12 条及び第 14 条の規定に係る判断基準は、以下によるものとする。

1 省令第 12 条第 2 号イに規定する「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の要件を全て満たしていることとする。

(1) 台所

居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を備えていること。

(2) 収納設備

施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えていること。

(3) 浴室

男女別かつ戸数 10 戸につき 1 人分（10 戸以下の場合は 2 人分）以上の浴室を備えていること。（個別浴室若しくは個別シャワー室は 1 室を 1 人分、複数が同時に入浴可能な共同浴室若しくは共同シャワー室は洗い場の数で人数換算することとする。）

2 省令第 14 条に規定する「賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるもの」とは、賃貸住宅の入居者の家賃の額が原則 10 万 6 千円以下であるものとする。